

役場からのお知らせ

— Niikappu Town Office Information —

その1

町民生活課からのお知らせ

戦没者などの遺族の方へ

特別弔慰金が支給されます

戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、第十一回特別弔慰金として額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

【支給対象者】

次の順番による先順位のご遺族お一人です。

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者などの子
3. 戦没者などと生計関係を有しており、かつ、戦没者などと氏が同じである下記の方
 - ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
4. 前記3以外の、
 - ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 前記1から4以外のご遺族で、戦没者などの死亡時まで引き続き一年以上生計関係を有していた三親等以内の親族

【請求期限】 令和5年3月31日まで

【請求先】 役場1階2番窓口 町民生活課

国民年金保険料学生納付特例制度

20歳以上の方は、学生であっても国民年金への加入が必要ですが、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなっており、この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。

○納付猶予について

年金を受給するのに必要な受給資格（納付期間）へ反映されますが、年金額へは反映されません。

○必要な添付書類

年金手帳、印鑑、学生証の写し（両面）または在学証明書原本（在学期間がわかるもの）

●問い合わせ先 町民生活課町民生活グループ ☎0146・47・2112

国民年金 会社を退職された方へ

勤務先を退職されたとき、20歳以上60歳未満の方は厚生年金保険から国民年金への変更の届出が必要です。

また、退職された方に扶養されていた配偶者（20歳以上60歳未満）も同様に手続きが必要です。

【手続きに必要なもの】

①年金手帳 ②印鑑 ③退職日が確認できるもの

使用済小型電子機器対象製品の一部除外

令和2年4月より、小型家電製品の回収品目の一部製品が対象外となりましたのでお知らせします。これら製品は、次のとおりそれぞれ適正に分別処理してください。

1. パソコン用モニター(液晶、CRTディスプレイ)

①「PCリサイクルマーク」が付いているものは、パソコンメーカーが回収・リサイクルします。

②回収を行うメーカーがないパソコンモニターは、一般社団法人パソコン3R推進協会が有償で回収します。

詳しくは、次のホームページまたは電話でお問い合わせください。

○HP：<http://www.pc3r.jp/>

○電話：03-5282-7685

2. 除湿機

フロンガスを含む製品は、専門業者または販売店に相談してください。

3. 内蔵バッテリー

ノートパソコン、コードレス掃除機などに内蔵されているバッテリーを取り外し、家電量販店などに引き渡してください。

内蔵バッテリー以外は小型家電の対象となります。

4. スピーカー・電気毛布

粗大ごみ

5. 事業で使用していた製品

事業者自ら処理することになっているため、小型家電には該当しません。



健康についての悩みはありませんか？

町では、健康に関する専門職である保健師・管理栄養士・歯科衛生士が、妊娠期から乳幼児期、成人期から高齢期まで、あらゆる年代の健康づくりをサポートさせていただきます。

●相談例

妊娠・出産・子育てのこと、子どもの成長・発達、予防接種や病気のことで、お口や歯のケア方法、病気を悪化させないための運動・食事、メタボを改善したい、こころの悩みなど。

※相談内容に応じて、より専門的な機関などもご紹介させていただきます。

●相談先

平日8時30分～17時15分
保健福祉課（3番窓口）
電話・来庁または家庭訪問での相談を行っています。

●問い合わせ先

保健福祉課保健福祉グループ
健康推進係
☎0146・47・2113

室蘭児童相談所巡回児童相談

巡回児童相談では、育児や成長・発達などの問題について、室蘭児童相談所の児童福祉司及び判定員が相談をお受けいたします。

●内容：療育手帳の申請・更新

成長・発達・養育に関する相談及び発達検査

●対象：18歳未満のお子さんとその保護者

●日時：1回目 5月7日（木） 2回目 9月23日（水）

●場所：新冠町役場

●申込

相談に係る事前提出書類の準備などがありますので、相談を希望される方は1カ月前までに下記までご連絡ください。

心身障害者一般巡回相談

一般巡回相談では、北海道心身障害者総合相談所判定員が下記のとおり相談・判定を行いますので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

●対象者

18歳以上の者で次のいずれかに該当する者とそのご家族

①身体障がい者で電動車いすなどの直接判定を要する補装具の交付を希望する者

②知的障がい者で療育手帳の新規または再判定を希望する者

●日時：9月7日（月）13時～17時 9月8日（火）9時～17時

9月9日（水）9時～17時 9月10日（木）9時～12時

●場所：新ひだか町公民館コミュニティーセンター

●その他

相談に係る提出書類の作成など事前準備がありますので、相談を希望される方は6月30日（火）までにご連絡ください。

●問い合わせ先：保健福祉課保健福祉グループ ☎0146・47・2113

健康カレンダー

（お問い合わせ先：保健福祉課 ☎0146・47・2113）

月	日	時間	事業名	場所
4月	17日(金)	13:00~16:30	フッ素塗布	レ・コード館
	28日(火)	受付 10:00~	4・7・12ヶ月児健康診査	レ・コード館
受付 13:00~		1歳6ヶ月・3歳児健康診査		
5月	11日(月)	10:00~11:30	脳の元気アップ教室 (認知症予防教室)	保健センター
		14:00~15:30		節婦憩いの家
	14日(木)	18:00~20:00	からだリセット講座①	保健センター
	15日(金)	10:00~11:30	脳の元気アップ教室 (認知症予防教室)	泊津生活館
		14:00~15:30		泉生活館
	18日(月)	10:00~11:30	脳の元気アップ教室 (認知症予防教室)	大富生活館
		14:00~15:30		新和生活館
		13:00~16:30		保健センター
20日(水)	13:30~15:00	フッ素塗布	保健センター	
	13:30~15:00	認知症カフェ(えま茶)	えましあ	
	20日(水)	13:30~15:00	認知症カフェ(オレンジカフェ)	cafe ゆるり

ご寄附ありがとうございました。(敬称略)

●まちづくりに役立ててと

☆株式会社北海道日高牧場 (2,000,000円)

●老人ホーム「恵寿荘」で役立ててと

☆秋村 満敏 (50,000円)

☆藤原 則行 (古布2袋)

☆商工会女性部 (古布8袋)

☆ボランティアグループちよぼら (カット布2袋)

新冠町社会福祉協議会へ

●香典返しに代えて

☆山藤 雄一 (50,000円)

☆村本 浩 (30,000円)

☆秋村 満敏 (50,000円)

☆西村 マサ子 (20,000円)

●福祉事業に役立ててと

☆高橋 研治 (古布1箱、1袋)

☆Niikappu sweets marche みると

(コヒー販売の売上10,866円)